

オアシス西宮 訪問看護ステーション

◆基準告示第 2 の 1 に規定する疾病等 (別表 7、別表 8) (厚生労働省告示第 82 号) ➔

ダウンロード

- 1 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等
- 2 週 3 日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当する者

(1) **特掲診療料の施設基準等「別表第 7」に掲げる疾病等の者**

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患【進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）】、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症

※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 介護保険の利用者でも、訪問看護は医療保険の扱いになります

(2) 特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる者

在宅悪性腫瘍患者振導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者、在宅自己腹膜灌流指
導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、中心静脈栄養法指導管理、在宅成
分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅
自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の者、人工肛門又
は人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を越える褥瘡の状態にある者

※特別管理加算の対象者